

投資助言・代理業者に対する検査結果について（ポイント）

平成 23 年 2 月 8 日
証券取引等監視委員会

証券監視委及び財務局は、平成 21 年 3 月以降、投資助言・代理業者の法令遵守状況に重点を置いた検査を集中的に実施。

1. 検査結果の概要

検査実施先 74 先のうち、11 先について行政処分を求める勧告を実施。これら 11 先を含む47 先について法令違反等の問題点を通知。

(1) 主な問題点

投資助言・代理業を逸脱する行為等

(i) 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況（4 先）

(ii) 無登録業者に対する名義貸し等（4 先）

投資助言・代理業上の不適切な行為

(i) 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等）（33 先）

(ii) 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等）（16 先）

(2) 発生原因

役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われている状況。

2. 今後の対応等

(1) 投資助言・代理業者等

登録業者として法令遵守の責務があることを自覚し、投資者保護の観点から、法令遵守への取組みを行うことが強く求められる。

(2) 証券監視委等

建議

金融庁長官に対し、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要がある旨建議。

検査

引き続き、投資助言・代理業者に対する検査に取り組み、法令遵守状況について問題が認められる場合には、行政処分を求める勧告を行う等厳正に対処し、その是正・改善を求めていく。

全文はこちら

[投資助言・代理業者に対する検査結果について](#)